

仕 様 書

1 業務名

外国人動態調査事業

2 実施時期

契約締結の日～令和7年1月31日（金）

3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内海を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県。以下「せとうち地域」という。）が合同してせとうちブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。特に当機構ターゲット市場※の高付加価値な訪日外国人旅行者（以下「訪日外国人旅行者」という。）の広域的な周遊観光を促進するにあたり、せとうち地域の認知度向上を図る施策や海外リピーター客の確保を図る施策を実施しており、そのため訪日外国人旅行者の動きを正確に把握し、課題点や問題点を把握したうえで、施策を講じることが重要である。

そこで、訪日外国人旅行者を調査対象とし、各種データを活用してその動態を調査分析することにより、せとうち地域に来訪する旅行者の特徴を把握することを目的とする。

※ターゲット市場：欧米豪 5 か国…イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、オーストラリア。なお、詳細のペルソナはせとうちエリアマスタープラン p38 を参考とすること。

<https://setouchitourism.or.jp/ja/info/press-release-20240405/>

4 業務の内容

上記の目的を踏まえ、以下の業務を遂行すること。

① データ分析業務

受託者が利用可能な各種データを活用し、せとうち地域に滞在する訪日外国人旅行者の動態を分析する。なお提案にあたっては、効率的かつ効果的な調査実施方法を提案し、調査方法や利用するデータの名称等を企画提案書に記載すること。ただし、詳細は機構と協議のうえ、決定すること。

活用データは以下を想定している。

(ア) 現時点で想定している活用データ

位置情報データ等の人流データ、クレジットカード等の消費決済データ

※あくまで想定であり、事業目的を達成するためのデータであれば特段の指定はない。

(イ) 分析対象期間

最短2か月～最長6か月間とする。(始期は2024年1月～とすること。)

(ウ) 分析内容と対象エリア

日本に入国した訪日外国人旅行者のせとうち地域内での動態把握 (IN・OUT・滞在時間等。) を行う。

②集計レポート作成業務

①データ分析業務で分析したデータを集計し、訪日外国人旅行者の動態についてのレポートを作成し、提出すること。

なお、レポートには次の項目を含み作成すること。

(ア) 属性別分析【属性】国籍

(イ) 国籍ごとの動態分析

※翌年度以降、同調査を実施した際に経年比較を行うことも想定すること。また、詳細は機構と協議のうえ、決定すること。

(3) 留意事項

①本業務の成果 (成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む) は、期間の制限なくホームページ、印刷物、DVD、講演・講習及び放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表 (公開、配布、放送等) することを想定しているため、二次利用も含めた権利関係に関する許諾等の手続きを行うこと。

②上記に必要な権利関係の許諾等の手続きに必要な経費は、すべて当初の契約金額に含むものとする。

③データ購入が必要な場合は、購入費用も事業費に含まれるものとする。

④当機構が今年度実施している他事業との連携を図ること。

5 執行体制

上記業務の実施にあたって、機構に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

6 注意事項

(1) 情報セキュリティ対策

・情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。

・セキュリティ上の脅威が検知された場合に、機構へ速やかに連絡できる仕組みを構築すること。

・当業務遂行にあたり収集した個人情報については、法律等の規定に基づき適切に

管理すること。また、万が一漏洩等、事故が生じた際はすみやかに機構へ報告すること。

- (2) 制作物に関して著作権並びに所有権は当機構に帰属するものとする。

7 報告書・成果物の提出並びに納品について

また、年間の報告書を次のとおり提出すること。

- (1) 提出物 事業実施報告書 1部および電子データ
- (2) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構
- (3) 提出期限 令和7年1月31日(金)

なお、報告書の作成にあたっては、事前に機構職員の承認を受けること。

8 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。また計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

9 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告するものとする。

10 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 上記(1)(2)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定する。

11 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が発生した場合は、その都度機構と協議のうえ、処理すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名、契約種別、契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。